

AZ Insight

AZSA / KPMG Newsletter
Sep. 2012

Volume 53

Featuring:

- ・退職給付会計基準改正への実務対応
ー会計実務から財務リスク管理までー

KPMG
cutting through complexity



退職給付会計基準改正への実務対応 — 会計実務から財務リスク管理まで —

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所 金融事業部

金融アドバイザリー部 パートナー 枇杷 高志

企業会計基準委員会 (ASBJ) が平成 24 年 5 月 17 日に公表した「退職給付に関する会計基準」等では、我が国に退職給付会計が導入された平成 12 年以來の大幅な見直しがなされています。

例えば、退職給付債務等の算定方法の見直しは、退職給付債務等の金額が変わるだけでなく、算定方法の選択肢も増えています。そして、この検討には年金数理の専門性が必要と考えられます。

また、今回の改正の影響は、経理や会計だけでなく、企業経営の様々な分野に影響を与える可能性があります。特に、未認識数理計算上の差異と未認識過去勤務費用（以下「未認識項目」という）の連結 B/S 即時認識により、未認識項目が大きい企業を中心に純資産額が大きく減少する可能性があるため、IR や格付、資金調達面での影響が生じる可能性があります。

さらに、今後は、年金資産の運用差損益が生じれば、直接的に企業の純資産に影響することになるため、企業年金の運営の巧拙が企業財務に大きく影響することになります。今年発覚した年金資産消失事件の対応も含めて、企業年金の運営を改善することが必要になります。

なお、文中意見に関する部分は、筆者の私見であることをお断りしておきます。



枇杷 高志

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
金融事業部
金融アドバイザリー部
パートナー

【ポイント】

- 退職給付債務等の算定方法が変更され、債務額等の額が変動する可能性がある。また、算定の前提に係る選択肢が増える。反面、退職給付債務等の算定に関する事項は専門的な部分が多いため、影響を把握し、適切な選択肢を選択するために、早めの準備が必要である。
- 今回の基準改正は、企業の経理や会計だけでなく、企業経営の様々な分野に影響を与える可能性がある。特に、IR や格付、資金調達面での影響が生じ得ることに注意が必要である。
- 企業経営への影響をコントロールし、株主や債権者といった外部の関係者への説明責任を果たす観点から、退職給付制度の見直しや、年金資産運用の管理態勢の見直しなども検討する必要がある。

I. 改正退職給付会計基準等の概要

改正退職給付会計基準等（以下「改正基準等」という）の概要を簡単にまとめると、図表1のとおりになります。

なお、改正基準等の詳細について

は、前号の AZ Insight (2012 年 7 月号 / Vol.52)「会計トピック①：平成 24 年改正退職給付会計基準の解説」もご参照ください。

II. 退職給付債務等の算定上の実務ポイント

次に、改正基準等への対応のうち、最も対応が複雑な部分と考えられている、退職給付債務や勤務費用の算定

について解説します。具体的には、退職給付債務や勤務費用の算定に係る3つの改正点について、基準の内容、実務上のポイントや留意点を解説します。

この部分は、年金数理計算そのものにかかわるものであり、今回の改正基準等において最も難解な部分といえます。また、改正前の基準に比べて選択肢が増えているため、どのような方法を採用するかを判断する必要があります。

なお、退職給付債務等は、外部の年金数理人等に委託して計算する場合と、市販ソフトウェア等を使って自社計算する場合がありますが、いずれの場合でも、改正基準等への対応に際しては、年金数理人やソフトウェアベンダーと十分協議しておくことが必要と考えられます。

1. 退職給付見込額の期間帰属方法の見直し

(1) 期間帰属方法とは

期間帰属方法とは、将来の退職給付見込額のうち、期末までに発生していると認められる額を求めるための方法です。

はじめに、「期間帰属方法」を用いる目的を確認しておきましょう。

一般に、退職給付の額は、将来および過去の勤務期間に基づいて計算されます。このうち、将来の勤務はまだ実現したものではないため、現時点の労働債務である退職給付債務の評価において退職給付見込額の全額を基礎とすることは適切でないと考えられます。そこで、退職給付債務の算定に際し、退職給付見込額のうち現時点の勤務年数に見合う額を特定するための方

法として「期間帰属方法」が必要になるわけです。

(2) 基準の内容

改正前の基準では、「期間定額基準」を原則としつつ、「給与基準」「支給倍率基準」「ポイント基準」も容認されていましたが、改正基準等では、図表2に示された2つの方法のいずれかを新会計基準適用初年度に選択することとされました。ただし、一旦採用した方法は、原則として継続して適用しなければならないため、留意が必要です。

なお、今回の改正で新たに選択肢に加えられた「給付算定式基準」は、IAS第19号で規定されている原則的な期間帰属方法でもあります。したがって、今回の改正によって、「これまでの日本基準での原則的な方法」と「IAS第19号での原則的な方法」の選択が、改正

図表1 ■ 改正退職給付会計基準等の概要

項目	改正の概要	適用時期
(1)未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の処理方法の見直し	① 連結貸借対照表上、未認識項目（未認識数理計算上の差異と未認識過去勤務費用）を、税効果を調整した上で、純資産の部の「その他の包括利益累計額」に計上する。 ② 未認識項目の費用処理は従来どおり行う。 ③ 「その他の包括利益累計額」に計上した額のうち、当期の損益計算書で費用処理した部分については、「組替調整」を行う。	平成25年4月1日以後開始する事業年度の年度末（平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首から早期適用可）
(2)開示の拡充	「年金資産の内訳」や「退職給付債務の期首から期末への変動の内訳」などを注記する。	同上
(3)退職給付債務および勤務費用の計算方法の見直し	① 退職給付見込額の期間帰属方法の見直し（「期間定額基準」と「給付算定式基準」のいずれかを選択）。 ② 割引率の見直し（退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならない）。 ③ 予想昇給率の見直し（「確実に見込まれる昇給」から「予想される昇給」となった）。	平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首（平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首から早期適用可）
(4)その他	① 複数事業主制度の会計処理 ② 過去勤務費用の表示	同上

図表2 ■ 改正基準における期間帰属方法

方法	概要	留意事項
期間定額基準	退職給付見込額を全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法。	改正前基準での原則的な方法。
給付算定式基準	退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積った額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法。（後掲Ⅱ.1.(3) 設例1参照）	IAS第19号での原則的な方法。 なお、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となる（以下「後加重」という）ときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならない（以下「均等補正」という）。（後掲Ⅱ.1.(3) 設例2参照）

基準等の適用時において可能になったと考えることができます。

なお、図表2の右下に「後加重」という記載があります。この「後加重」であるかどうかの判断にあたっては、画一的な基準は存在しないため、個々の事情を踏まえて検討する必要があることに注意が必要です。

(3) 設例による解説

以下の設例を用いて、退職給付見込額の期間帰属の考え方を具体的に説明します。なお、理解に資するため、簡素化を行ったうえで解説している点をご了承ください。

また、図表3～図表5のグラフは、横軸が勤続期間（または年齢等）、縦軸が給付額としていて、実線が実際の給付カーブを示しています。また、退職時の給付は5000としています。

①設例1 期間定額基準と給付算定式基準の基本的な考え方（給付が「著しく後加重」でないと判断された場合）

図表3の制度において「期間定額基準」を採用した場合、「期末まで発生していると認められる額」は、退職想定時の給付額を全勤務期間で除した額を各期の発生額とするため、入社から退職までの期間にわたり、点線のように考えると考えられます。すなわち、入社時と退職時の給付額を直線で結ぶイメージになります。

一方、「給付算定式基準」を採用し、当該退職給付制度が「著しく後加重」でない、と判断された場合、「期末まで発生していると認められる額」は、給付算定式に従って各勤務期間に帰属させるため、入社から退職までの期間にわたり、実線のように考えると考えられます。

②設例2 期間定額基準と給付算定式基準の基本的な考え方（給

付が「著しく後加重」であると判断された場合）

次に、図表4のような給付カーブをもつ退職給付制度において、「期間定額基準」を採用した場合の、「期末まで発生していると認められる額」は、前出の設例1と同様、点線のように考えると考えられます。

一方で、このように「入社時からAまでの期間」が「著しく後加重」である、と判断される制度で「給付算定式基準」を採用した場合、「著しく後加重」である期間については「均等補正」を行

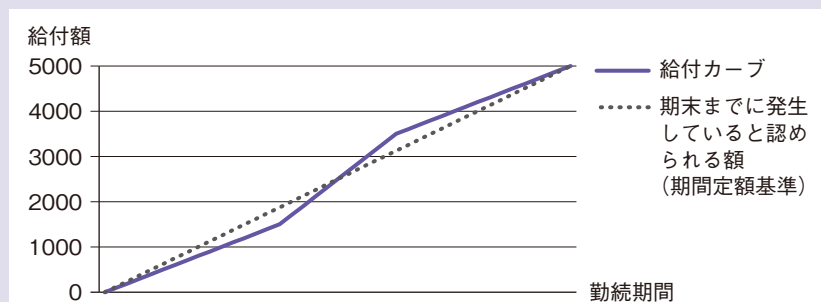
う必要があります。そのため、前出の設例1とは異なり、図表5のように「入社時からAまでの期間」においては破線①の通り「均等補正」を行い、A以降の期間では給付算定式に従って各勤務期間に帰属させるため、「期末まで発生していると認められる額」は破線①のようになると考えられます。

(4) 実務上のポイントと留意点

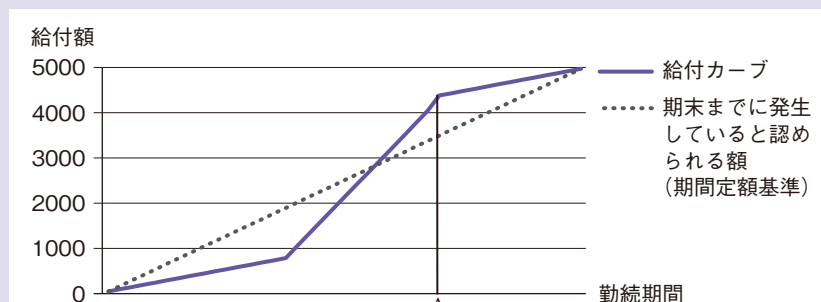
①期間定額と給付算定式の選択

「期間定額基準」と「給付算定式基準」は選択制とされていますが、いったん適用すると、原則として継続適用しなければならない、とされています。一

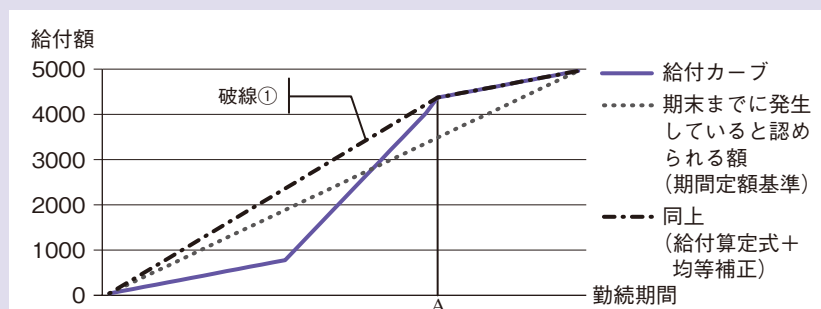
図表3 ■ 退職給付制度が「著しく後加重」でない場合



図表4 ■ 退職給付制度が「著しく後加重」である場合（期間定額基準による期間帰属）



図表5 ■ 退職給付制度が「著しく後加重」である場合（給付算定式基準による期間帰属）



方で、IFRSでは「給付算定式基準」が原則となっています。

そのため、仮に今回の改正基準等で「期間定額基準」を選択すると、将来においてIFRSを適用した場合は、日本基準は「期間定額基準」、IFRS基準は「給付算定式基準」、というように、2つの基準のPBOを計算する必要があります。これは、管理が煩雑になるだけでなく、計算委託コストも余分にかかりますので、将来的にIFRSに基づく財務諸表を作成する可能性がある企業の場合は、今回の改正基準等への対応においても「給付算定式基準」の選択を念頭に置くことが望ましいと考えられます。

②給付算定式基準を選択した場合の留意点

「給付算定式基準」を選択した場合、自社の退職給付制度が「著しく後加重」であるかの判断や、どの期間が「著しく後加重」であるかを検討し、会計監査人と意見のすり合わせを行う必要があると考えられます。ただし、これらには専門的内容が多く含まれるため、年金数理人等の専門家を利用することが有効と考えられます。

また、現状でも退職給付債務の計算に数ヵ月程度を要する場合があることも踏まえると、早めに検討に着手することが望ましいと考えられます。

2. 割引率の見直し

(1) 基準の内容

退職給付債務の計算では、退職給付見込額のうち「期末までに発生していると認められる額」を現在価値評価するために割引計算を実施しますが、そのときに使用する「割引率」の設定に関して、以下のとおり基準が改正されています。

改正前の基準では、割引率の設定に際して「安全性の高い長期の債券」を基準とする必要があり、この「長期」とは、原則として退職給付の見込支払

日までの平均期間とされていました。そして、実務上は従業員の平均残存勤務期間とすることも可能とされており、当該期間と同じ年限の単一の債券利回りを採用するケースが多かったようです。

一方、改正基準等では、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映した割引率を用いることとされました。具体的には、「支払見込期間及び支払見込期間ごとの給付金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法」や、「支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法」を採用することが考えられる、とされています。

すなわち、改正前の基準では、退職給付の支払時期のみを勘案して割引率を決定するのに対し、改正基準等では、支払時期だけではなく支払金額も勘案して割引率を決定することになったと理解することができます。

このような考え方は、既にIAS第19号に盛り込まれた手法であり、今回の改正はIAS第19号の考え方との整合性を図るための改正とされています。また、金融資産や金融負債の公正価値評価に際しては、キャッシュフローの発生時期ごとにそれぞれの期間に対応した金利で割り引くことが一般的となっており、そのような観点からの見直しと理解することもできます。

なお、「安全性の高い債券」の定義や、「割引率にかかる重要性基準」については変更されていないことに留意する必要があります。

(2) 実務上のポイントと留意点

①イールドカーブの作成

支払見込期間ごとに給付を割り引くには、期間ごとの利回りのデータが必要になります。これはイールドカーブと呼ばれ、金融機関等の様々な実務で既に用いられていますが、実データを観測したり、観測した実データに一定の補整を加えたりして得られます。

ただし、優良債券の利回りの実績データがすべての年数について十分でない場合もあります。例えば、現在の

日本では、20年を超える債券はあまり発行されていないため、退職給付支払見込期間に見合う利回りデータを観測することが困難な場合もあると考えられます。そのような場合は一定のモデルによってイールドカーブを推計することになると考えられますが、いかに合理的な推計を行うかが課題になります。

②割引手法の決定

前述のとおり、割引の方法として「単一の加重平均割引率を用いる方法」と「複数の割引率を用いる方法」が例示されていますので、どのような方法を用いるかを選択する必要があります。ここで、「単一の加重平均割引率」を採用する際は、複数の割引率を使用して計算した退職給付債務との整合性を図る方法が最も厳密と考えられますが、今後の実務において毎年継続して同じ手法を用いていくことも踏まえ、実務上はその他の簡便的な手法も考えられます。

3. 予想昇給率の見直し

(1) 改正の内容

退職給付債務等を算定する際は、将来の退職給付見込額を見積る必要がありますが、退職給付額が給与（「給与の一定部分」も含む）に比例して定められている退職給付制度の場合には、給与が将来どのように上昇するかを推定し、それに基づき算定された将来の予想給与額を反映して退職給付見込額を算定する必要があります。その将来の予想給与額の推定のために使用されるのが予想昇給率です。

改正前の基準では、予想昇給率の算定において、給与の実態や過去の昇給実績等に基づいて「確実に見込まれる」ものを合理的に推定することとされていましたが、改正基準等ではこの「確実に見込まれる」という表現が削除されました。これは、確実性を求めると、割引率等の他のPBOの計算基礎との整合性を欠く結果になるといったことや、国際的な会計基準では確実性

までは求められていないことを勘案して、「予想される」昇給等を考慮すべきとされたものとされています。

例えば、将来の給与水準全体の変動（ベースアップ）については、改正前の基準では确实かつ合理的に推定できる場合以外は、予想昇給率の算定には含めないとされていましたが、改正基準等の適用により、确实でなくても合理的に推定される場合にはベースアップの影響を予想昇給率に含める必要があることとなります。

(2) 実務上のポイントと留意点

現在の日本のデフレ環境下では、給与の改正時にベースアップを実施している企業は、それほど多くないかもしれません。また、そもそも、ポイント制退職金制度のように、退職給付金の算定基礎給与を賃金と切り離し、退職給付制度においてベースアップという概念を持たない企業も散見されます。

このような状況から、今回の予想昇給率の見直しに関して影響を受ける企業は限られるとの見方もありますが、自社の個別の実態を踏まえて、影響の有無を確認する必要があります。

Ⅲ. 経営上のリスクへの対応

1. 改正基準等が影響を与える範囲

今回の退職給付会計基準等の改正は、企業の会計や決算に影響するのはもちろんですが、それだけでなく、IRや格付、あるいは資金調達といった企業経営において重要な事項を含め、広く影響を及ぼすと考えられます。

図表6は、企業活動において一般に影響が生じると予想される範囲を示したものです。例えば、未認識項目の連結B/S即時認識は、基準変更時点の純資産に影響することはもちろんです

が、今後、年金資産の運用差損益が発生すれば、将来の純資産の額にも直接的に影響することになりますし、資本関係のKPIにも影響を与えることとなります。さらには、純資産額維持条項（いわゆるコベナンツ）への抵触や債務超過に陥る可能性が従来より高まることから、資金調達にも影響を与えかねないといえます。

2. 年金・退職給付制度の運営見直しの視点

上述のとおり、退職給付会計基準等の改正で、企業年金や退職給付制度に係る債務や資産の変動が企業の純資産に直接的に影響することになります。そのため、確定給付型の退職給付制度を有する企業においては、退職給付債務や年金資産の変動をいかにして抑制するかが、財務上あるいは経営上の課題になると考えられます。

図表6 ■ 退職給付会計基準等の改正によって影響を受ける事項とリスク

事象	範囲	財務諸表	IR / 格付	資金調達	リスク
未認識項目の連結B/S即時認識		・純資産への影響 ・計画と実際の相違	・将来的な株価、配当への影響可能性 ・KPIの変動 ー自己資本比率 ーPBR、BPS	・純資産額維持条項への抵触の可能性 ・債務超過による上場廃止基準への抵触の可能性	・資金調達コスト（金利）の増加 ・退職給付費用の増加 ・計算委託費用の増加／計算ソフトの設定変更コストの発生 ・原価設定の変更 ・資産運用管理コストの増加 ・関連決算業務の増加（連結修正仕訳等の対応） ・積立不足のオンバランスによる企業イメージの悪化
PBO計算方法の見直し		・負債の増減 ・勤務費用、利息費用の増減	・株価、配当への影響 ・KPIの変動 ・業績予想（経営計画、予算）の見直し	同上	
開示の拡充		・新たな開示項目への対応 ・子会社からの注記情報の収集	・説明責任の増加 →人材育成の必要性（最新会計知識、資産運用管理）		

図表7 ■ 改正退職給付会計基準等にかかる財務リスクへの対応(例)

方向性	具体的な対応の例
①退職給付債務の変動を抑制する	・確定給付型制度の廃止や縮小 ・キャッシュバランスプラン（金利に連動して給付が変動する制度）の採用
②年金資産の変動を抑制する	・投資内容の見直し（株式投資や外貨建て投資の縮小等） ・運用管理態勢の強化（モニタリングの強化等）
③「退職給付債務－年金資産」の変動を抑制する	・資産と負債の両方についての管理態勢の強化 ・LDI（負債の構造にマッチした運用戦略の実施）

このような課題への対応としては、例えば図表7のような方向が考えられます。

以下では、図表7の方向性①への対応策である「退職給付制度設計の見直し」と、方向性②への対応策である「年金資産の運用・管理の見直し」について、概説します。

(1) 退職給付制度設計の見直し

①制度設計見直しの必要性の確認

退職給付債務は、将来予想される退職給付額に基づいて計算されますので、退職給付債務の変動を抑えたり、金額を小さくしたりするには、退職給付制度設計そのものを見直して、確定給付型制度の給付水準を引き下げたり、給付の方式を変更したりすることが必要になります。

しかしながら、退職給付制度は従業員にとって労働条件の1つであり、また、会社の退職者である年金受給者にとっては日々の生活を成り立たせる上での重要な資金源でもあります。したがって、会計基準の改正のみを理由に給付設計の見直しを行うといっても、簡単には理解が得られないことが多いと考えられます。

反面、退職給付は、勤続期間を重ねるにつれて大きくなるため、時間が経過すればするほど退職給付債務も大きくなります。また、時間の経過とともに年金受給者が増加していくと、「既得権」として引き下げが困難な部分が増えることになります。そのため、問題の所在を十分検討しないままに課題を放置すると、抱える債務や資産の規模が大きくなり、さらに対応が難しくなることも予想されます。

これらのことを勘案すると、現時点で給付設計の見直しを実施するのは難しいとしても、少なくとも、現状の給付を継続した場合に将来生じ得る会社財務への影響を把握し、その影響が会社として耐え得る範囲に収まっているかを確認しておく、という検討は必要と考えられます。

②制度設計見直しの手順と留意点

退職給付制度を見直す場合、一般的に図表8のような手順を踏むことが必要になります。また、このような手順を踏む理由としては、次のようなものが挙げられます。

- 見直しを行う場合、従業員や受給者等の同意が必要になるため、制度改定に関して納得が得られるような合理的な理由付けが必要になること。
- 既存の従業員に対する激変緩和措置が必要になる場合があること。
- 制度の実施には、当局への承認申請や、幹事金融機関の協力が前提になるため、計画的な活動が求められること。

また、こうした手順を進めていく際の留意点として、次のようなものを指摘しておきます。

- 経理、財務サイドだけでなく、人事労務サイドとの連携が必要なこと。
- 通常、制度改定までに1年以上の期間がかかること。

(2) 年金資産の運用・管理の見直し<見直しの必要性>

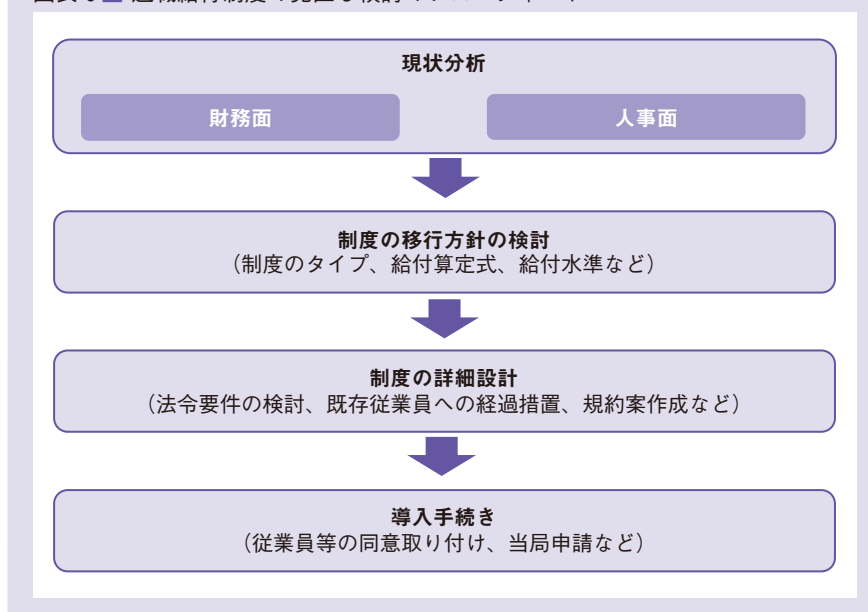
前述のとおり、改正基準等のもとでは、年金資産の時価変動が企業の財務会計によりストレートに影響し、企業の純資産を大きく変動させる可能性があります。そのため、企業は、年金資産の運用リスク管理を今まで以上に強化するなどの対応が望ましいと考えられます。

加えて、退職給付制度に係る開示の拡充により、年金資産の主な内訳（年金資産について株式や債券といった資産クラスごとにどの程度の割合で投資している）を開示することになります。

これまでは、受託金融機関や年金基金の担当者が策定した年金資産ポートフォリオをそのまま採用している企業も少なくないと思われませんが、今後は、開示されたポートフォリオについて、「なぜこのポートフォリオを採用しているのか」「当該ポートフォリオの変動リスクはどのくらいか」といった質問を株主や債権者等から受けるケースも考えられます。

特に、最近投資顧問会社に預けた年金資産の大半が消失していたという事件があったことから、年金資産運用に対する株主や債権者等の関心も高まっています。例えば、「年金資産の

図表8 ■ 退職給付制度の見直し検討のフローチャート



時価変動を会社が適時に把握しているか」や「リスクの高い投資の組み入れを排除する仕組みがあるか」といった、年金資産の運用リスク管理態勢の整備状況に対する関心も高まってきているものと思われます。

<見直しの視点>

ここでは、こうした取組みの具体的な視点として、「年金資産ポートフォリオの見直し」「年金資産の運用管理態勢の整備・高度化」の2つについて述べます。

①年金資産ポートフォリオの見直し

年金資産の変動リスクを抑制するために年金資産の投資方法（ポートフォリオ）を見直すことが考えられます。既に一部の企業では、会計基準の改正を控えて次のような見直しを行っていると考えられています。

a. リスク性資産から安全性資産へのシフト

企業年金では、従来から株式や海外資産といった価格変動の大きい「リスク性資産」への投資割合が一定程度を占めており、平均すると約50%に達するようです。

しかし、退職給付会計基準等の改正によって、短期間での価格のブレが毎年の企業の決算に影響することになるため、株式投資などによる価格変動リスクを回避したい、と考えて、国内債券や生保の一般勘定などにシフトする企業も増えてきているようです。

b. オルタナティブ投資の実施

年金資産運用では、株式や債券などを買って長期保有する「伝統的資産運用」が主流でしたが、経済の成熟化や市場環境の変動の高まりなどによって、こうした伝統的資産運用では十分な収益が稼げなくなってきました。そのため、先物やデリバティブを活用したり、未公開株や天然資源のように市場取引がされていない資産に投資したりして、株式市場や債券市場などが振るわない局面でも収益率を上げていこう

とする「オルタナティブ投資（代替投資）」と呼ばれる投資手法が普及しつつあります。

c. 下方リスク対応を意識した運用戦略

一部では、資産価値が値下がりするリスク、すなわち「下方リスク」を回避するために、デリバティブなどを活用して値下がりへのヘッジするような事例も出てきているようです。

②年金資産の運用管理態勢の整備・高度化

企業年金法令上、年金基金や年金担当者には一定のPDCAサイクルによる年金運用を行うことが求められており、実際にそうしたプロセスが存在しているようです。ただし、そのプロセスが、一部の担当者や金融機関等に任せきりになってしまっていて、企業の経営や財務管理と十分に連携できていないケースもあるように思われます。

また、これまでは、年金資産からの運用差損が生じて遅延認識が認められていたため、企業として、年金資産の金額規模に見合ったレベルの決裁権限が設けられていたとは言い難いケースもあったかもしれません。

今回の退職給付会計基準等の改正は、実質的には年金資産がオンバランスされたのと同じような影響を生じると考えられます。そうであれば、年金資産に関する決裁権限を、企業が保有する他の資産の取引に関する決裁権限と同レベルまで引き上げていくことが自然な流れといえるでしょう。

具体的には、年金資産の運用に関する意思決定やモニタリングについて、既存のPDCAサイクルをある程度活かしつつ、年金担当役員や年金委員会を設置して当該PDCAサイクルに一定の関与をしていくなど、経営サイドの関与を増やす動きがみられます。

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
金融事業部

金融アドバイザー部

パートナー 枇杷 高志

Tel: 03-3548-5125（代表番号）

e-mail: takashi.biwa@jp.kpmg.com

あずさ監査法人 年金・退職給付関連サービスのご案内

あずさ監査法人は、公認会計士、年金数理人、証券アナリスト等のプロフェッショナルと、税務や人事サービスなどを提供する関連チームとの連携により、会計、税務、財務、年金数理、リスク管理、資産運用、人事と広範な分野をカバーする専門チームを組織し、複雑な退職給付制度に関する課題を解決する総合的なサービスを提供します。

<http://www.azsa.or.jp/serviceline/pension.html>

有限責任 あずさ監査法人

〒162-8551
東京都新宿区津久戸町1番2号
あずさセンタービル
TEL：03-3266-7500（代表）
FAX：03-3266-7600

www.azsa.or.jp
www.kpmg.or.jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2012 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.